

むつ市告示第48号

悪臭原因物の排出を規制する地域の指定及び規制基準の設定

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定により、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として第1号の地域を指定し、同法第4条第1項の規定により、同地域の規制基準を第2号のとおり定める。

なお、関係図面は、むつ市民生部環境政策課に備えおいて一般の縦覧に供する。

(1) 規制する地域

むつ市の区域のうち、別紙第一図、別紙第二図及び別紙第三図の実線で表示した区域

(2) 規制基準

ア 事業場の敷地の境界線の地表における規制基準（許容限度）

特定悪臭物質の種類	濃度
アンモニア	大気中における含有率が100万分の1
メチルメルカプタン	大気中における含有率が100万分の0.002
硫化水素	大気中における含有率が100分の0.02
硫化メチル	大気中における含有率が100万分の0.01
二硫化メチル	大気中における含有率が100万分の0.009
トリメチルアミン	大気中における含有率が100万分の0.005
アセトアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.05
プロピオンアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.05
ノルマルブチルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.009
イソブチルアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.02
ノルマルバレールアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.009
イソバレールアルデヒド	大気中における含有率が100万分の0.003
イソブタノール	大気中における含有率が100万分の0.9
酢酸エチル	大気中における含有率が100万分の3
メチルイソブチルケトン	大気中における含有率が100万分の1
トルエン	大気中における含有率が100万分の10
スチレン	大気中における含有率が100万分の0.4
キシレン	大気中における含有率が100万分の1
プロピオン酸	大気中における含有率が100万分の0.03
ノルマル酪酸	大気中における含有率が100万分の0.001
ノルマル吉草酸	大気中における含有率が100万分の0.0009
イソ吉草酸	大気中における含有率が100万分の0.001

イ 事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準（許容限度）

特定悪臭物質（アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン及びキシレンに限る。）の種類ごとに次の式により算出された流量とする。

$$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

〔この式において、 q 、 He 及び Cm は、それぞれ次の値を示すものとする。

Q 流量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

He 補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Cm 事業場の敷地の境界線の地表における規制基準として定められた値（単位 100 万分率）

備考

1 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = (0.795 \sqrt{Q \cdot V} / (1 + (2.58 / V)))$$

$$Ht = 2.01 \times 0.001 \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + (1 / J) - 1)$$

$$J = 1 / \sqrt{Q \cdot V} (1460 - 296 \times (V / (T - 288))) + 1$$

〔これらの式において、 He 、 Ho 、 Q 、 V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

He 補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Ho 排出口の実高さ（単位 メートル）

Q 温度 15 度における排出ガスの流量（単位 立方メートル毎秒）

V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）

2 この式による規制基準は、補正された排出口の高さが 5 メートル未満の事業場については適用しないものとする。

ウ 事業場の敷地外における規制基準(許容限度)

特定悪臭物質の種類	排出水量	濃度
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	1リットルにつき0.03ミリグラム
	0.001立方メートル毎秒超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1リットルにつき0.007ミリグラム
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	1リットルにつき0.002ミリグラム
硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	1リットルにつき0.1ミリグラム
	0.001立方メートル毎秒超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1リットルにつき0.02ミリグラム
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	1リットルにつき0.005ミリグラム
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	1リットルにつき0.3ミリグラム
	0.001立方メートル毎秒超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1リットルにつき0.07ミリグラム
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	1リットルにつき0.01ミリグラム
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	1リットルにつき0.6ミリグラム
	0.001立方メートル毎秒超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1リットルにつき0.1ミリグラム
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	1リットルにつき0.03ミリグラム

平成24年4月1日

むつ市長 宮下 順一郎